

在宅で介護している人へ介護者手当を支給

「被介護者」を常時介護している「介護者」に対し、その労をねぎらうことと、福祉の増進を目的として手当を支給します。

この場合の被介護者とは

町に住所があり、基準日(10月1日)前の1年間、次のいずれかに該当し、**常時介護が必要な人**。

- ①介護保険制度の要介護4以上
- ②身体障害者手帳1種1級所持(①と同程度の状態に限る)
- ③療育手帳A1所持(①と同程度の状態に限る)

この場合の介護者とは

基準日(10月1日)現在、町に居住し住民基本台帳に記載されていて、続けて1年以上被介護者と同居し在宅介護している人。

支給の対象とならない場合

被介護者か介護者が、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に、次のいずれかに該当した場合。

- ・病院、施設などに30日を超える入院/入所/ショートステイ利用
- ・他の市町村が支給する在宅ねたきり老人等介護者手当など(同様の手当を含む)の受給
- ・「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の規定による特別児童扶養手当/障害児福祉手当/特別障害者手当/福祉手当(「国民年金法等の一部を改正する法律」の規定による改正前の「福祉手当」)の受給 ※全て当該被保険者が対象の手当に限る

申請と支給について

申請期間 10月3日(月)～31日(月)
(土・日曜・祝日を除く)

※期間中の申請が困難な場合、その理由を明示した上で12月28日(水)(土・日曜・祝日を除く)まで申請可。

受付場所 福祉課(役場仮設庁舎1階⑦番窓口)
持参物

- ・介護者と被介護者の印鑑(スタンプ式不可)
- ・介護者と被介護者の健康保険証
- ・介護者の預貯金口座がわかるもの(預金通帳など)
- ・(被介護者が障がい者の場合)障害者手帳
- ※申請時に介護者の介護状況などを調査し、後日、訪問調査を行う場合があります。

支給額

年額5万円。次のどちらかに該当する場合は、年額10万円

- ・(被介護者要件①該当者)入院等と介護サービス利用がない
- ・(被介護者要件②か③該当者)入院等と障害福祉サービス、障害児通所支援利用がない

支給方法 調査・審査後、口座振り込み

※前回受給した人でも、今回該当しない場合があります。

☎ 福祉課 包括支援係 ☎ 234-6113
障がい支援係 ☎ 286-3115

会計年度任用職員(短期)募集(確定申告相談会事務)

業務内容 確定申告相談会の受け付けや案内、書類整理など

雇用期間 ①令和5年1月～3月
②令和5年2月～3月

※1月は月12日程度、2月と3月は月17日程度。勤務時間は午前8時30分～午後5時15分

定員 ①～②各1人

報酬(時給) 897円

勤務場所 役場仮設庁舎と交流情報センターミナテラス

申し込み 会計年度任用職員登録申込書を12月2日(金)までに提出。面接は随時行い、定員に達した時点で受け付け終了。

提出先・☎ 税務課 住民税係 ☎ 286-3388